

# 国民保護業務計画

〔平成18年3月16日社則第21号〕

## 目次

### 第1章 総則

#### 第1節 計画の目的

#### 第2節 基本方針

### 第2章 平素の備え

#### 第1節 活動体制の整備

#### 第2節 関係機関との連携

#### 第3節 情報提供の備え

#### 第4節 警報の通知体制の整備

#### 第5節 首都高速道路等の施設の安全確保に関する備え

#### 第6節 交通の管理に関する備え

#### 第7節 応急復旧に関する備え

#### 第8節 訓練への参加

### 第3章 武力攻撃事態等への対処

#### 第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡

#### 第2節 活動体制の確立

#### 第3節 安全の確保

#### 第4節 関係機関との連携

#### 第5節 情報提供

#### 第6節 警報の通知

#### 第7節 首都高速道路等の安全確保

#### 第8節 交通の管理

### 第4章 応急復旧

#### 第1節 応急復旧対策の実施

#### 第2節 情報の収集

#### 第3節 国土交通省対策本部への報告

#### 第4節 支援の要請

### 第5章 緊急事態への対処

#### 第1節 活動体制の確立

#### 第2節 警報の通知

#### 第3節 緊急対処保護措置の実施

### 第6章 計画の適切な見直し

## 附則

### 第1章 総則

#### 第1節 計画の目的

本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、首都高速道路株式会社（以下「本会社」という。）が建設・管理する首都高速道路等に関し必要な事項を定め、もって武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急処理事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

#### 第2節 基本方針

武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その所掌事務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

### 第2章 平素の備え

#### 第1節 活動体制の整備

##### 第1 組織の整備

首都高速道路等に係る国民保護措置、緊急対処保護措置などに関する事務についての社内の連絡及び調整を図るための組織を、自然災害に対する既存の組織等も有効に活用しつつ、整備するものとする。

## 第2 情報収集及び連絡体制の整備

国民保護措置の実施状況、首都高速道路等の被災情報などを迅速に収集・集約できるよう、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めておくものとする。

### 第3 通信体制の整備

武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関と協力しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。

### 第4 参集体制の整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための、社内における必要な体制を迅速に確立するため、自然災害に対する既存の組織等も有効に活用しつつ、関係社員の参集についてあらかじめ必要な事項を定め、周知するものとする。

### 第5 活動体制の整備

防災のための備蓄を活用しつつ、事務所の非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄又は調達体制の整備に努めるものとする。

#### 第2節 関係機関との連携

平素から、国土交通省、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）、高速道路株式会社（平成16年法律第99号）第1条に規定する本会社以外の会社（以下「関係道路会社」という。）及び関係地方自治体等関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

#### 第3節 情報提供の備え

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、首都高速道路等の被災情報などの情報を、報道機関への発表、ホームページなどを活用して適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

#### 第4節 警報の通知体制の整備

武力攻撃事態等対策本部（以下「政府対策本部」という。）から、国土交通省に対して警報が通知された場合において、国土交通省から本会社への伝達が速やかに行われるよう、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めておくものとする。

#### 第5節 首都高速道路等の施設の安全確保に関する備え

武力攻撃事態等において、首都高速道路等の利用者の安全の確保のために避難誘導を行うなど、必要となる措置を実施するための体制の整備を行うものとする。

#### 第6節 交通の管理に関する備え

武力攻撃事態等において、都県警察と連携して、首都高速道路等の利用者に対し、首都高速道路等の通行禁止措置等に関する情報を積極的に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

#### 第7節 応急復旧に関する備え

武力攻撃事態等において、首都高速道路等の応急復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

#### 第8節 訓練への参加

国土交通省、機構及び関係地方自治体等が実施する国民保護措置についての訓練には積極的に参加するものとする。

## 第3章 武力攻撃事態等への対処

### 第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡

武力攻撃の兆候等の情報を入手した場合には、速やかに国土交通省を通じて、政府対策本部への情報連絡を行うとともに、情報連絡のために必要な通信手段を確保し、首都高速道路等の安全の確認を行い、被害の有無などの情報を迅速に収集するものとする。

### 第2節 活動体制の確立

#### 第1 対策本部の設置

国土交通省武力攻撃事態等対策本部（以下「国土交通省対策本部」という。）が設置された場合であって、首都高速道路等に係る国民保護措置などを実施する必要があるときは、直ちに首都高速道路株式会社武力攻撃事態等対策本部（以下「本会社対策本部」という。）を設置し、社内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び社内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

#### 第2 情報収集及び報告

本会社対策本部は、国民保護措置の実施状況、首都高速道路等の被災情報及び通信手段の情報などの武力攻撃事態等

に関する情報を迅速に収集するものとし、必要に応じ、国土交通省対策本部に報告するものとする。

### 第3 通信体制の確保

武力攻撃事態等が発生した場合、直ちに必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のための必要な通信手段を確保するものとし、支障が生じた場合は応急復旧のための必要な措置を講ずるものとする。

### 第4 参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、関係社員に参集を行わせるものとする。

#### 第3節 安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、従事する社員の安全の確保に十分に配慮するものとし、必要に応じ、国土交通大臣に対し、国民保護法第158条第3項に基づき、特殊標章（1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書第66条第3項に規定する国際的な特殊標章をいう。）又は身分証明書（同項に規定する身分証明書をいう。）の使用の許可を求めるものとする。

#### 第4節 関係機関との連携

国土交通省、機構、関係道路会社及び関係地方自治体等関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置を実施するとともに、関係機関から国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、当該要請の趣旨を尊重し、必要に応じ、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

#### 第5節 情報提供

関係機関と連携しつつ、国民保護措置の実施状況、首都高速道路等の被災情報等を、報道機関への発表、ホームページなどを活用して、国民に対し適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

#### 第6節 警報の通知

国土交通省対策本部から警報の通知を受けた場合は、速やかに社員に通知するものとする。また、警報の解除の通知を受けた場合も同様とする。

#### 第7節 首都高速道路等の施設の安全確保

首都高速道路等の利用者の安全の確保のため、避難誘導を行うなどの必要な措置を実施するものとする。

#### 第8節 交通の管理

機構及び都県警察と協議し、首都高速道路等の利用者に対し、首都高速道路等の通行禁止措置等の必要な措置を講ずるものとする。

## 第4章 応急復旧

### 第1節 応急復旧対策の実施

武力攻撃災害が発生した場合、首都高速道路等について、安全の確保に配慮した上で、速やかに首都高速道路等の施設等の点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急復旧のための措置を実施するものとする。

### 第2節 情報の収集

国土交通省、機構、関係道路会社及び関係地方自治体等関係機関の被災情報及び応急復旧対策の実施状況の情報収集に努めるものとする。

### 第3節 国土交通省対策本部への報告

会社対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急復旧対策の実施状況の情報を、国土交通省対策本部へ報告するものとする。

### 第4節 支援の要請

国民保護措置を実施するに当たって、人員や資機材、技術的助言その他応急復旧に関して、必要に応じて、国土交通省、関係道路会社及び関係地方自治体等関係機関に支援を求めるとする。

## 第5章 緊急事態への対処

### 第1節 活動体制の確立

国土交通省緊急処理事態対策本部が設置された場合であって、首都高速道路等に係る緊急対処保護措置などを実施する必要があるときは、首都高速道路株式会社緊急処理事態対策本部を設置し、社内における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び社内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

### 第2節 警報の通知

国土交通省緊急処理事態対策本部から警報の通知を受けた場合は、武力攻撃事態等の警報の通知に準じて、速やかに社員に通知するものとする。また、警報の解除の通知を受けた場合も同様とする。

### 第3節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第4章の定めに基づき

て行うこととする。

## 第6章 計画の適切な見直し

### 第1節 計画の変更

適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、その場合、必要に応じて、国土交通省、機構、関係道路会社及び関係地方自治体等の意見を聴取するものとする。

### 第2節 変更の公表

この計画を変更したときは、軽微な変更の場合を除き、速やかに、国土交通省を通じて内閣総理大臣に報告し、関係都県知事に通知するとともに、公表するものとする。

### 附 則

この社則は、平成18年4月1日から施行する。